

平成21年4月

確定値版

平成20年の暴力団情勢

警察庁組織犯罪対策部
暴力団対策課
企画分析課

平成20年の暴力団情勢 目次

1	平成20年における暴力団対策の主な特徴	1
2	暴力団情勢	3
(1)	暴力団構成員等の状況	3
(2)	主要暴力団の動向	4
ア	山口組の動向	4
イ	住吉会の動向	4
ウ	稲川会の動向	5
3	暴力団犯罪の検挙状況	6
(1)	全般的検挙状況	6
(2)	主要3団体に係る犯罪の検挙状況	6
(3)	組織的犯罪処罰法の適用状況	10
(4)	対立抗争事件の発生状況等	11
ア	対立抗争事件の発生状況	11
イ	銃器発砲事件の発生状況	11
ウ	けん銃押収丁数	12
(5)	資金獲得犯罪の検挙状況	13
ア	伝統的資金獲得犯罪	13
イ	企業活動を利用した資金獲得犯罪	14
ウ	企業対象暴力及び行政対象暴力	17
エ	金融・不良債権関連事犯	18
オ	詐欺	19
カ	窃盗及び強盗	20
キ	最近の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴	21
4	暴力団対策法の施行状況等	23

(1)	指定状況	23
(2)	行政命令の発出状況	23
	ア 中止命令	23
	イ 再発防止命令	24
	ウ 防止命令	24
	エ 禁止命令	25
	オ 事務所使用制限命令	25
(3)	命令違反事件の検挙状況	26
5	暴力排除活動の現状	29
(1)	公共部門における暴力排除活動	29
	ア コンプライアンス条例・要綱等の制定	29
	イ 行政対象暴力対策の推進	29
	ウ 入札等からの暴力団排除	30
	エ 給付行政からの暴力団排除	31
	オ 公共施設等からの暴力団排除	33
(2)	民間部門における暴力排除活動	33
	ア 企業対象暴力対策の推進	33
	イ 各種業法による暴力団排除	34
	ウ 証券取引における暴力団排除	34
	エ 銀行取引における暴力団排除	35
	オ その他民間部門における暴力排除活動	35
(3)	民事訴訟支援等の推進	36
	ア 損害賠償請求等に関する訴訟	36
	イ 事務所撤去に関する訴訟	36
(4)	暴力団関係相談の受理状況	37
(5)	暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況	37

1 平成20年における暴力団対策の主な特徴

平成20年における暴力団対策の主な特徴は、以下のとおりである。

改正暴力団対策法の成立

暴力団による銃器使用事件が続発したことや、暴力団の威力を利用した資金獲得活動に関連して、依然として国民に深刻な被害が発生していることなど、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団員が指定暴力団の威力を利用して行った資金獲得行為に係る当該指定暴力団の代表者等の損害賠償責任について規定するとともに、対立抗争に係る暴力行為の賞揚等を目的とする指定暴力団員に対する金品等の供与、指定暴力団員による不法行為の被害者が行った損害賠償請求に対する妨害等についての規制を導入するほか、行政庁に対する一定の不当な要求行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加すること等を内容とする暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案が、第169回国会に提出され、4月18日の参議院本会議、4月30日の衆議院本会議でそれぞれ原案どおり全会一致で可決、成立し、5月2日に公布、一部が施行され、その他の規定も8月1日に施行された。施行後は、市役所に対して生活保護支給を不当に要求した組員に対する中止命令の発出（大阪、8月）や、全国一斉の賞揚禁止仮命令の発出（9月）など、的確に運用されている。

国の行政機関発注の公共工事からの暴力団排除の推進

暴力団は、公共工事の入札において建設業者と談合を行う（奈良、2月検挙ほか）など、暴力団と関係業者との間に、暴力団の威力を背景に業者が利益を得て、その見返りに暴力団が業者から資金提供を受けるという「持ちつ持たれつ」の関係にある利権の構図がうかがわれており、公共工事は、依然、暴力団の有力な資金源となっている。

18年12月に開催された第8回犯罪対策閣僚会議において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」の二つの施策を政府として進めることを決定し、これを受けて、19年3月、警察庁と国土交通省は、「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度」を導入し、国土交通省地方整備局等発注工事からの暴力団排除を推進してきた。

さらに、警察庁は、同年6月、公共事業からの暴力団排除を推進するため、上記の二つの施策に関する通達モデル案を策定し、警察庁と発注省庁との間で個別に協議を行って、順次、制度を導入していくこととした。これにより、20年に入ってから、農林水産省（1月1日）、国土交通省（運輸）（4月1日）、法務省（4月1日）、環境省（4月1日）、文部科学省（5月1日）、防衛省（6月16日）、厚生労働省（8月1日）が発注する公共工事について、各省と警察庁との間で上記2つの施策に関する合意書を取り交わし、運用を開始した。また、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（11月1日）が発注する公共工事についても同様の制度を導入し、運用を開始した。

今後、暴力団資金源の遮断の徹底のため、地方公共団体の取組みをさらに進めるとともに、同様の取組みを独立行政法人等の発注工事に拡大する予定である。（注：上記括弧内の日付は運用開始日）

金融取引からの暴力団排除の推進

近年、会社役員が有価証券の取引において偽計を用いた証券取引法違反事件（大阪、2月検挙）などにみられるように、暴力団等反社会的勢力が証券取引等の知識を悪用して経済的不正を敢行する事例が見受けられる。

18年11月に設置された、警察庁、金融庁、(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所、(株)ジャスダック証券取引所及び日本証券業協会で構成された証券保安連絡会においては、相互の緊密な連携の下、証券取引等における反社会的勢力等への実効的な対応及び犯罪の抑止を図るため、「証券保安連絡会実務者会議」（以下、「実務者会議」という。）を設置し、19年7月に「証券取引及び証券市場からの反社会的勢力の排除について」（実務者会議中間報告）を取りまとめた後、引き続き証券版「不当要求情報管理機関」の具体的な設計等についての検討が行われてきたところ、20年5月、実務者会議が「証券取引および証券市場からの反社会的勢力の排除について」（実務者会議第二次中間報告）を取りまとめた。

証券保安連絡会においては、実務者会議の中間報告の内容を踏まえ、今後、株券電子化への対応及び証券版「不当要求情報管理機関」の設置に向けた対策を図るとともに、地域における警察当局との連絡・連携強化を図るために設置している「証券警察連絡協議会」について、活動の活性化を図っていくこととしている。

さらに、全国銀行協会では、反社会的勢力介入排除対策協議会（20年5月設置：全国銀行協会、預金保険機構、金融庁及び警察庁で構成）での検討を経て、11月、会員銀行及び各地銀行協会に対し、暴力団排除条項の導入等による融資取引からの排除や、警察等の外部専門機関との連携について通達した。これらを受けて、警察庁においては、反社会的勢力介入排除の実効を期すため、反社会的勢力情報に関するデータベースの構築及び融資取引以外の取引からの排除に向けた検討の支援等を行っていくこととした。

行政対象暴力対策の推進

警察では、暴力団等による行政対象暴力に関し、暴力団の資金源の封圧及び行政の健全性、公正性確保の観点から、実態把握の徹底、行政機関との連携強化、取締り強化を柱とする諸対策を推進しているところである。また、生活保護の受給や公営住宅の居住について、各都道府県警察と関係行政機関とが連携を強化し、暴力団排除等を推進してきたところである。

しかしながら、暴力団員が市役所から生活保護として約2億円を不正に受給していた事件（北海道、2月検挙）のように、依然、暴力団員が行政機関に対して不当な要求を行っており、これに対する行政の組織的な対応が不十分であった事例もあることから、警察としては、行政機関との連携を強化して、改正暴力団対策法により設けられた、行政庁に対する暴力的要求行為が行われた場合の行政命令の発出や厳正な取締りを行うなど、行政対象暴力対策を一層推進していく必要がある。

2 暴力団情勢

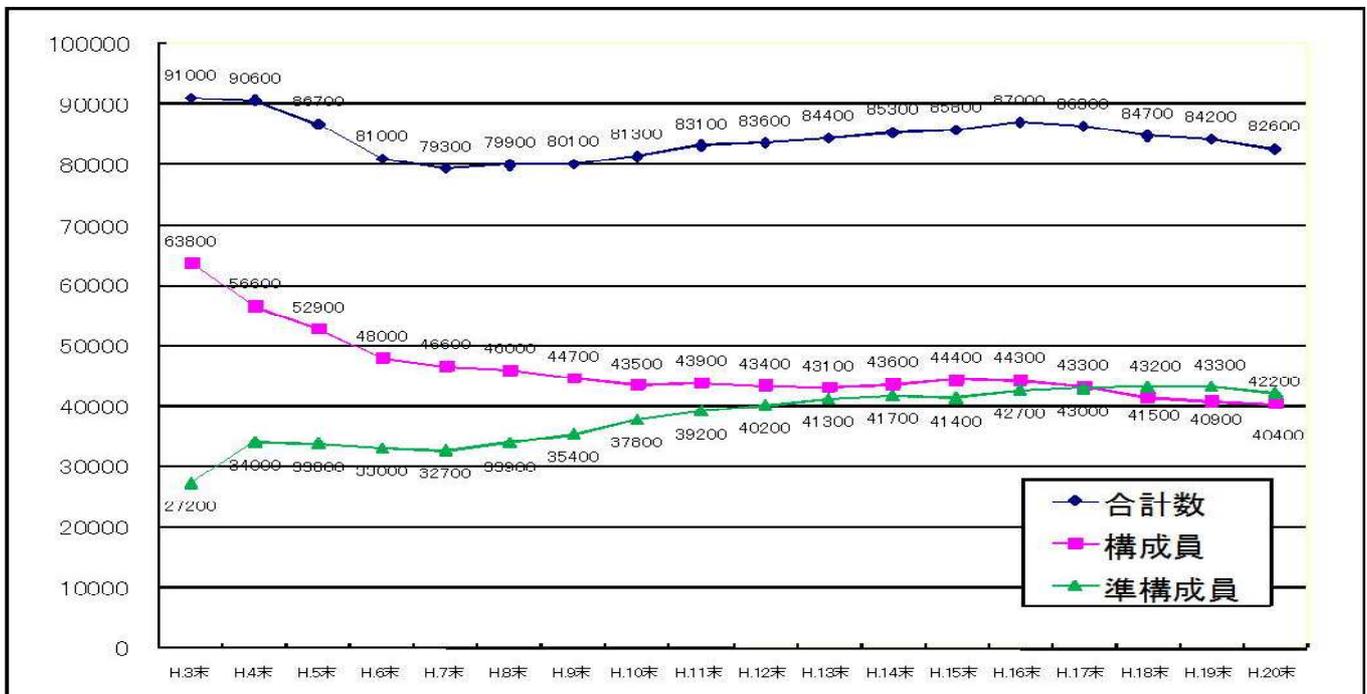
(1) 暴力団構成員等の状況

暴力団構成員及び準構成員（以下「暴力団構成員等」という。）の数は、平成20年末現在約82,600人で、前年に比べ約1,600人減少した。うち、暴力団構成員の数は約40,400人で、前年に比べ約500人減少し、準構成員の数は約42,200人で、前年に比べ約1,100人減少した。

また、主要3団体の暴力団構成員等の数は約60,000人（全暴力団構成員等の72.6%）で、このうち暴力団構成員の数は約31,100人（全暴力団構成員等の77.0%）であり、主要3団体による寡占状態には変わりが無いといえる。

中でも六代目山口組は、前年に比べ暴力団構成員等の数は減少しているものの、依然として一極集中の状態が顕著であるといえ、全暴力団構成員等の数の46.0%（うち構成員については全暴力団構成員の50.0%）を占めている。

図表1-1 暴力団構成員等の推移



図表1-2 主要3団体の暴力団構成員等の比較

			20年末の概数	19年末からの増減	全体の構成比
主要三団体	六代目山口組	構成員	20,200	-200	46.0% (構成員50.0%)
		準構成員	17,800	-800	
		計	38,000	-1,000	
	住吉会	構成員	6,100	0	15.4% (構成員15.1%)
		準構成員	6,600	100	
		計	12,700	100	
稲川会	構成員	4,800	0	11.3% (構成員11.9%)	
	準構成員	4,500	-200		
	計	9,300	-200		
三団体合計	構成員	31,100	-200	72.6% (構成員77.0%)	
	準構成員	28,900	-900		
	計	60,000	-1,100		

本章における暴力団構成員等の数は概数であり、増減及び構成比は概数上のものである。

(2) 主要暴力団の動向

ア 六代目山口組の動向

(ア) 組織動向

六代目山口組は、六代目組長が収監された17年12月以降、組織のナンバー 2 を中心に組織運営がなされている状況にあり、対内的には現体制への求心力の醸成強化を図る一方、対外的には他団体に対する勢力の誇示を依然行っている。

20年中の主要な動向は、次のとおりである。

(イ) 新年会の開催

1月、山口組総本部事務所において、六代目組長の誕生祝いを兼ねた新年会を開催し、いわゆる「親戚団体」である指定暴力団五代目共政会等全国8つの指定暴力団等の代表者等の参加を得るなど、全国に山口組の勢力を誇示した。

(ウ) 住吉会との対立抗争事件の発生

3月から4月にかけて、埼玉県内において、山口組傘下組織関係者が刺殺されたことを発端に、住吉会傘下組織幹部に対するけん銃使用の殺人事件が発生するなど、対立抗争事件に発展した。

(エ) 組員の大量処分

10月中、短期間のうちに8人の二次組織の長に絶縁や除籍の処分を下して排除した。

(オ) 納会の開催

12月、山口組総本部事務所において、納会を開催した。

イ 住吉会の動向

(ア) 組織動向

住吉会は、山口組に次ぐ勢力を有し、関東を中心に強固な地盤を持つ団体であるが、関東の博徒系暴力団で構成される親睦団体に加入するなど、関東の他の暴力団とは比較的良好な関係にある。

他方、山口組とは、同親睦団体の中では、唯一親戚縁組等の関係を持たず一定の距離を置いていることから、同組の関東進出が進む中、同組傘下組織との間で対立抗争事件が散発するなど緊張関係にある。

このような状況下、3月には埼玉県内で同組傘下組織との間で対立抗争事件が発生し、現在は一応の終結を見ているものの、山口組との緊張関係は依然として続いており、今後の動向が注目される。

(イ) 使用者責任追及訴訟の和解

総裁らは、傘下組員が千葉県下において韓国人留学生を射殺した事件(13年発生)に関して、遺族側から使用者責任を含む損害賠償請求がなされていたが、4月21日、総裁らは遺族側に遺憾の意を示し、再発防止に努めるなどの条件により和解した。また、総裁らは、同様の損害賠償請求を受けていた群馬県前橋市内スナック店内けん銃使用殺人事件(15年発生)においては、前記条件の他、使用者責任を認め和解に応じた。

ウ 稲川会の動向

(ア) 組織動向

稲川会は、19年12月末、総裁が死亡したが、四代目会長の下に、外見上、安定した組織運営を行い、山口組等他団体との関係維持を図っているとみられる。

こうした中、有力二次組織の人事異動が行われるなど、主要幹部らの体制固めを意図したものとも取れる動きが目立っており、今後の組織改編に向けた内部の権力関係が注目される。

また、年末になって東京都港区六本木に所在する総本部事務所の移転に向けた動きが表面化し、その移転先が問題となっている。

(イ) 使用者責任追及訴訟の和解

総裁（故人）らは、傘下組員が神奈川県下において男性を暴行し死亡させた傷害致死事件（15年発生）に関して、遺族側から使用者責任を含む損害賠償請求がなされていたが、12月16日、総裁らの使用者責任を認める中間判決を受け、総裁らは、威力を示した利益獲得活動の責任を認め、遺族側に陳謝し再発防止に努めるなどの条件により和解した。

3 暴力団犯罪の検挙状況

(1) 全般的検挙状況

平成20年における暴力団構成員等の検挙人員は26,064人で、前年に比べ1,105人減少している。このうち構成員の検挙人員は7,197人で、前年に比べ569人減少し、準構成員の検挙人員は18,867人で、前年に比べ536人減少している（図表2 - 1、2）。

暴力団構成員等の検挙人員を刑法犯、特別法犯別にみると、刑法犯は16,242人で、前年に比べ379人減少し、特別法犯は9,822人で、前年に比べ726人減少している（図表2 - 1）。

また、暴力団構成員等の検挙人員を罪種別にみると、覚せい剤取締法違反が5,735人（構成比22.0％）と最も多く、次いで傷害が3,219人（同12.4％）、窃盗が3,028人（同11.6％）、恐喝が2,013人（同7.7％）、詐欺が1,846人（同7.1％）の順になっている（図表2 - 1）。

また、暴力団構成員等の検挙件数は56,612件で、前年に比べ912件減少している（図表2 - 3）。

(2) 主要3団体に係る犯罪の検挙状況

20年における主要3団体の暴力団構成員等の検挙人員は21,636人、うち暴力団構成員の検挙人員は5,785人で、それぞれ総検挙人員の約8割を占めている（図表2 - 4、5）。

図表2 - 4 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
暴力団構成員等の検挙人員(人)		32,511	31,054	30,917	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417	27,169	26,064
うち山口組		16,515	15,394	15,354	15,958	16,272	15,421	15,675	15,139	14,869	14,261
うち住吉会		4,216	4,106	4,570	4,211	4,441	4,557	4,464	4,233	3,721	3,556
うち稲川会		4,306	4,296	3,888	3,972	3,935	3,823	3,978	4,022	3,825	3,819
3団体合計		25,037	23,796	23,812	24,141	24,648	23,801	24,117	23,394	22,415	21,636
全体に占める割合(%)		(77.0)	(76.6)	(77.0)	(78.3)	(80.7)	(81.2)	(81.4)	(82.3)	(82.5)	(83.0)

図表2 - 5 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員の検挙人員の推移

区分	年次	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
暴力団構成員の検挙人員(人)		10,584	10,189	9,893	9,907	10,110	9,180	8,725	8,471	7,766	7,197
うち山口組		4,946	4,914	4,856	5,016	5,371	4,720	4,459	4,429	4,000	3,572
うち住吉会		1,524	1,464	1,378	1,401	1,425	1,310	1,228	1,214	1,106	1,068
うち稲川会		1,616	1,409	1,227	1,336	1,209	1,272	1,297	1,268	1,235	1,145
3団体合計		8,086	7,787	7,461	7,753	8,005	7,302	6,984	6,911	6,341	5,785
全体に占める割合(%)		(76.4)	(76.4)	(75.4)	(78.3)	(79.2)	(79.5)	(80.0)	(81.6)	(81.7)	(80.4)

図表2 - 1 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙人員の推移

罪種名		年次					前年比
		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	
刑	殺人	310	258	183	188	220	32
	強盗	727	696	593	541	534	-7
	放火	61	42	40	22	44	22
	強姦	137	114	103	103	94	-9
	凶器準備集合	92	39	31	14	13	-1
	暴行	1,233	1,297	1,376	1,210	1,235	25
	傷害	4,319	3,972	3,881	3,580	3,219	-361
	脅迫	487	543	612	545	625	80
	恐喝	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013	-162
	窃盗	3,265	3,198	3,139	3,050	3,028	-22
	詐欺	1,821	1,712	1,785	1,743	1,846	103
	横領	108	86	97	83	99	16
	法	文書偽造	323	243	309	308	353
賭博		837	845	685	648	639	-9
わいせつ物頒布等		128	202	197	157	197	40
公務執行妨害		569	525	488	518	457	-61
うち競売等妨害		98	57	22	72	51	-21
犯人蔵匿		69	61	84	72	47	-25
証人威迫		3	16	8	2	5	3
逮捕監禁		414	336	299	276	239	-37
信用毀損・威力業務妨害		102	88	63	83	62	-21
器物損壊		637	642	631	535	547	12
暴力行為		126	71	82	47	22	-25
その他刑法犯		896	1,024	807	721	704	-17
刑法犯合計		19,472	18,629	18,016	16,621	16,242	-379
特別	出入国管理・難民認定法	42	85	63	69	111	42
	軽犯罪法	293	238	288	316	234	-82
	めいてい者規制法	7	6	2	10	5	-5
	迷惑防止条例	215	342	244	218	190	-28
	暴力団対策法	21	14	5	10	10	0
	自転車競技法	81	93	66	58	48	-10
	競馬法	186	59	48	48	41	-7
	モーターボート競走法	55	41	47	27	36	9
	小型自動車競走法	0	0	0	0	5	5
	風営適正化法	435	412	503	629	516	-113
	青少年保護育成条例	99	117	106	107	97	-10
	売春防止法	267	273	182	143	110	-33
	児童福祉法	204	107	122	126	123	-3
	出資法	160	90	93	115	126	11
	貸金業法	129	72	96	125	130	5
	宅地建物取引業法	8	4	3	3	1	-2
	建設業法	34	38	33	18	28	10
	銃刀法	597	440	566	428	416	-12
	火薬類取締法	4	6	1	4	4	0
	麻薬等取締法	170	173	141	130	119	-11
	あへん法	0	0	0	1	0	-1
	大麻取締法	530	602	736	664	843	179
	覚せい剤取締法	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735	-584
	毒劇物法	211	185	189	184	155	-29
	廃棄物処理法	181	199	225	192	145	-47
	労働基準法	4	5	9	18	9	-9
	職業安定法	57	28	26	19	20	1
	健康保険法	2	0	4	0	2	2
	労働者派遣事業法	6	12	19	7	16	9
	旅券法	3	5	4	9	8	-1
	麻薬等特例法	19	44	34	45	79	34
	その他の特別法犯	421	497	503	506	460	-46
	特別法犯合計	9,853	10,997	10,401	10,548	9,822	-726
総計	29,325	29,626	28,417	27,169	26,064	-1,105	

図表 2 - 2 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

年次		年次					前年比	
		平成 1 6 年	平成 1 7 年	平成 1 8 年	平成 1 9 年	平成 2 0 年		
罪種名								
刑	殺人	156	108	77	97	106	9	
	強盗	189	177	163	163	138	-25	
	放火	16	12	12	4	11	7	
	強姦	33	24	23	24	13	-11	
	凶器準備集合	16	26	15	11	9	-2	
	暴行	446	446	476	404	411	7	
	傷害	1,539	1,436	1,450	1,305	1,071	-234	
	脅迫	236	275	322	273	309	36	
	恐喝	1,358	1,232	1,197	1,005	1,006	1	
	窃盗	739	658	634	610	617	7	
	詐欺	483	485	540	510	518	8	
	横領	31	24	26	20	30	10	
	文書偽造	111	100	111	83	113	30	
	賭博	90	97	66	107	107	0	
法	わいせつ物頒布等	8	15	8	12	22	10	
	公務執行妨害	180	135	137	121	114	-7	
	うち競売等妨害	36	25	5	4	4	0	
	犯人蔵匿	33	27	46	31	19	-12	
	証人威迫	3	10	5	2	3	1	
	逮捕監禁	182	165	115	136	103	-33	
	信用毀損・威力業務妨害	36	27	29	33	27	-6	
	器物損壊	198	209	230	169	157	-12	
	暴力行為	75	31	52	20	13	-7	
	その他刑法犯	303	324	253	228	204	-24	
	刑法犯合計	6,461	6,043	5,987	5,368	5,121	-247	
	特	出入国管理・難民認定法	5	11	4	1	1	0
		軽犯罪法	142	127	138	139	104	-35
		めいてい者規制法	2	2	1	5	0	-5
迷惑防止条例		80	81	71	74	44	-30	
暴力団対策法		21	13	4	10	9	-1	
自転車競技法		34	48	23	28	25	-3	
競馬法		36	9	2	13	16	3	
モーターボート競走法		22	9	16	9	9	0	
小型自動車競走法		0	0	0	0	0	0	
風管適正化法		24	46	36	42	42	0	
青少年保護育成条例		30	26	36	38	20	-18	
売春防止法		27	37	19	12	7	-5	
児童福祉法		71	23	35	36	34	-2	
出資法		46	35	29	23	36	13	
法	貸金業法	53	29	39	46	50	4	
	宅地建物取引業法	1	1	0	0	0	0	
	建設業法	4	8	6	1	7	6	
	銃刀法	249	164	217	155	151	-4	
	火薬類取締法	1	3	1	2	2	0	
	麻薬等取締法	38	35	17	26	31	5	
	あへん法	0	0	0	0	0	0	
	大麻取締法	76	67	97	86	103	17	
	覚せい剤取締法	1,514	1,688	1,445	1,403	1,181	-222	
	毒劇物法	34	38	23	22	13	-9	
	廃棄物処理法	54	31	74	50	28	-22	
	労働基準法	1	2	4	12	2	-10	
	職業安定法	24	14	9	5	2	-3	
	健康保険法	1	0	1	0	0	0	
犯	労働者派遣事業法	4	8	5	6	6	0	
	旅券法	2	1	3	7	5	-2	
	麻薬等特別法	9	21	12	25	22	-3	
	その他の特別法犯	114	105	117	122	126	4	
	特別法犯合計	2,719	2,682	2,484	2,398	2,076	-322	
総計	9,180	8,725	8,471	7,766	7,197	-569		

図表 2 - 3 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙件数の推移

罪種名		年次	平成 1 6 年	平成 1 7 年	平成 1 8 年	平成 1 9 年	平成 2 0 年	前年比	
刑	殺 人		173	146	126	130	125	-5	
	強 盗		413	413	440	411	388	-23	
	放 火		38	34	52	45	45	0	
	強 姦		99	110	108	127	95	-32	
	凶 器 準 備 集 合		11	6	3	6	4	-2	
	暴 行		1,074	1,166	1,313	1,278	1,257	-21	
	傷 害		3,208	3,125	3,308	3,030	2,782	-248	
	脅 迫		423	468	551	505	554	49	
	恐 喝		1,999	1,921	1,968	1,688	1,578	-110	
	窃 盗		23,640	25,930	27,023	27,914	27,675	-239	
	詐 欺		3,148	3,362	3,537	3,733	3,938	205	
	横 領		105	99	102	104	125	21	
	文 書 偽 造		698	457	602	573	838	265	
	法	賭 博		136	138	127	304	154	-150
わ い せ つ 物 頒 布 等			102	135	144	127	146	19	
公 務 執 行 妨 害			556	536	606	564	488	-76	
うち競売等妨害			40	22	10	17	12	-5	
犯 人 蔵 匿			57	45	68	54	43	-11	
証 人 威 迫			3	11	9	3	4	1	
逮 捕 監 禁			205	181	168	146	126	-20	
信用毀損・威力業務妨害			52	53	51	57	44	-13	
器 物 損 壊			876	966	965	849	960	111	
暴 力 行 為			70	49	43	30	13	-17	
そ の 他 刑 法 犯			1,858	1,726	1,429	1,324	1,218	-106	
刑 法 犯 合 計			38,944	41,077	42,743	43,002	42,600	-402	
特 別 法		出入国管理・難民認定法		49	93	93	82	134	52
		軽 犯 罪 法		287	245	338	335	257	-78
	めいてい者規制法		9	6	3	10	7	-3	
	迷 惑 防 止 条 例		190	310	239	196	177	-19	
	暴 力 団 対 策 法		18	17	8	11	7	-4	
	自 転 車 競 技 法		41	42	35	30	29	-1	
	競 馬 法		26	13	34	18	21	3	
	モーターボート競走法		19	13	12	16	23	7	
	小型自動車競走法		1	0	0	0	2	2	
	風 営 適 正 化 法		274	282	393	508	416	-92	
	青 少 年 保 護 育 成 条 例		131	128	150	155	120	-35	
	売 春 防 止 法		604	945	352	299	514	215	
	児 童 福 祉 法		173	125	159	179	128	-51	
	出 資 法		155	98	116	161	145	-16	
	貸 金 業 法		131	89	100	171	150	-21	
	宅 地 建 物 取 引 業 法		3	2	2	2	1	-1	
	建 設 業 法		17	21	23	11	18	7	
	銃 刀 法		783	653	745	580	578	-2	
	火 薬 類 取 締 法		26	19	15	17	15	-2	
	麻 薬 等 取 締 法		377	435	393	347	344	-3	
	あ へ ん 法		0	3	2	2	2	0	
	大 麻 取 締 法		855	946	1,196	1,121	1,354	233	
	覚 せ い 剤 取 締 法		7,341	9,539	9,192	9,156	8,406	-750	
	毒 劇 物 法		209	192	239	211	181	-30	
	廃 棄 物 処 理 法		134	142	208	179	134	-45	
	労 働 基 準 法		3	7	9	14	7	-7	
職 業 安 定 法		36	20	37	16	25	9		
健 康 保 険 法		2	0	2	0	1	1		
労 働 者 派 遣 事 業 法		5	9	6	6	11	5		
旅 券 法		5	5	5	13	9	-4		
麻 薬 等 特 例 法		31	50	54	50	202	152		
そ の 他 の 特 別 法 犯		426	682	654	626	594	-32		
特 別 法 犯 合 計		12,361	15,131	14,814	14,522	14,012	-510		
総 計		51,305	56,208	57,557	57,524	56,612	-912		

(3) 組織的犯罪処罰法の適用状況

20年における暴力団構成員等に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰を規定した同法第3条違反を12件検挙するとともに、犯罪収益等隠匿事件（第10条）を41件、犯罪収益等收受事件（第11条）を21件検挙している。また、起訴前没収保全命令（第23条）は、21件適用している（図表2-6）。

組織的な犯罪の加重処罰規定（第3条）を適用した事件については、

稲川会傘下組織幹部(38)が、飲食店から、みかじめ料を脅し取ろうとした事例（千葉、4月検挙）

山口組傘下組織組長(41)が、同組織組員(55)らと共謀して、19年10月、山口組の運営に不満を持っていた同組織幹部を制裁するため、路上において、けん銃で射殺した事例（警視庁、12月起訴）のように、暴力団が組織的に敢行したり、不正権益を獲得、維持又は拡大することを目的として敢行した事例などがあった。

マネー・ローンダリング犯罪である犯罪収益等隠匿事件（第10条）としては、

住吉会傘下組織幹部(38)が、貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（法定金利を超える利息の受領）により得た犯罪収益である現金について、同人が管理する他人名義の普通預金口座に債務者から送金させた事例（鹿児島、2月検挙）

山口組傘下組織幹部(57)が、詐欺の報酬を受領するに当たり、自己が管理する他人名義の預金口座に送金させた事例（徳島、9月検挙）

のように、暴力団構成員等が他人名義の銀行口座を使い、犯罪収益の取得等について事実を偽装している事例がみられた。

マネー・ローンダリング犯罪である犯罪収益等收受事件（第11条）としては、

住吉会傘下組織組員(23)が、風俗営業店から、売春を行う場所を提供することにより得た犯罪収益の一部を広告料名目で收受した事例（栃木、2月検挙）

松葉会傘下組織組長(51)らが、数年間にわたり、茨城県内において、法定外の高金利で無登録の貸金業を営む男から、その犯罪収益の一部をみかじめ料として收受していた事例（茨城、10月検挙）

等客とのトラブルが発生した場合でも警察に通報せず、暴力団を利用するといった「持ちつ持たれつ」の関係にある違法な風俗経営者などから犯罪収益を收受した事例のように、前提となる犯罪の実行に暴力団の直接の関与がなくとも、暴力団がみかじめ料等を名目に資金獲得を図っている実態がみられた。

図表2-6 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用状況（件数）

区分	年次								
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)	9	10	13	18	26	16	16	12	
組織的な犯罪に係る犯人隠避(7条)	1	0	1	0	0	1	0	0	
犯罪収益等隠匿(10条)	5	9	25	29	21	18	35	41	
犯罪収益等收受(11条)	2	7	10	11	27	35	25	21	
起訴前の没収保全命令(23条)	1	4	3	5	0	3	7	21	

(4) 対立抗争事件の発生状況等

ア 対立抗争事件の発生状況

20年における対立抗争事件の発生は1件（前年比2件減）、発生回数は6回（同12回減）にとどまるなど、対立抗争の沈静化傾向が認められる（図表2-7）。しかしながら、

埼玉県下における山口組傘下組織と住吉会傘下組織の対立から、山口組傘下組織組長らによる住吉会傘下組織幹部に対するけん銃使用殺人事件等が発生するなどして、抗争事件に発展した事例（埼玉、3月発生）

のように、けん銃等殺傷力の大きい凶器を使用した不法事案が発生しており、暴力団が対立抗争に備え常に武器を調達している状況がうかがわれる。

図表2-7 対立抗争事件の発生状況の推移

区分	年次	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
発生事件数(件)		11	5	5	7	7	6	6	0	3	1
うち山口組関与事件数		6	4	1	5	5	5	6	0	2	1
発生回数(回)		46	18	81	28	44	31	18	(15)	18	6
うち銃器使用回数		42	16	71	21	32	19	11	(8)	12	3
銃器使用率(%)		91.3	88.9	87.7	75.0	72.7	61.3	61.1	(53.3)	66.7	50.0
死者数(人)		3	1	4	2	7	4	2	0	8	3
うち暴力団構成員等以外		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
負傷者数(人)		12	9	15	14	15	12	4	(6)	8	0
うち暴力団構成員等以外		0	0	1	0	0	2	0	0	0	0

注1：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

注2：18年中に発生した道仁会と九州誠道会との間の内紛や対立による襲撃事件等とみられる事件に関するものについては、()内に計上した。

イ 銃器発砲事件の発生状況

20年における暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は32件で、前年に比べ9件減少し、これらの銃器発砲事件により8人が死亡（前年比4人減）、5人が負傷（同2人減）している（図表2-8）。

20年には、前述の対立抗争におけるけん銃使用殺人事件のほか、

松葉会傘下組織組員(43)が、路上で、配下組員を射殺した事例(警視庁、6月発生)

工藤会傘下組織幹部(40)が、金融業者の自宅玄関前において、同人を射殺した事例（福岡、7月発生）

建設会社車庫のシャッターに対して、深夜、けん銃が撃ち込まれた事例（福岡、11月発生）

のように、市民の身近な場所でけん銃使用事件が発生しており、暴力団が所持するけん銃は、依然、市民に対する脅威となっている。

図表 2 - 8 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分	年次	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
発砲事件数(件)		133	92	178	112	104	85	51	36	41	32
	うち対立抗争によるもの	42	16	71	21	32	19	11	0	12	3
死者数(人)		22	17	24	18	28	15	7	2	12	8
負傷者数(人)		20	24	20	20	27	12	6	8	7	5

注：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員及び準構成員による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

ウ けん銃押収丁数

20年における暴力団構成員等からのけん銃押収数は166丁で、前年に比べ65丁減少している（図表 2 - 9）。しかしながら、けん銃等の銃器は、暴力団にとって組織の力を象徴する最も強力な武器であることから、依然、大量のけん銃等を組織的に調達、管理した上、暴力団構成員以外の者に預けるなどして隠匿しているものと思われる。20年においては、

稲川会傘下組織幹部(36)が自宅において隠匿していたけん銃1丁、実包5個を発見、押収した事例（神奈川、5月押収）

山口組傘下組織組長(51)が自宅において室内の紙裁断機のくず入れの中に隠匿していた、実包6個が装填中のけん銃1丁を発見、押収した事例（千葉、9月押収）

のように、暴力団構成員が自宅に隠匿している事例もあるが、

山口組傘下組織幹部(38)らが知人宅に保管させていたけん銃3丁、実包127個を発見、押収した事例（北海道、1月押収）

山口組傘下組織組員(31)が知人宅等に保管させていたけん銃3丁、散弾銃1丁及び実包36個を発見、押収した事例（兵庫、6月押収）

のように、暴力団構成員以外の者にけん銃を保管させたり、

山口組傘下組織組員(36)らによる貸金業法違反等事件の捜索により、関係企業の物置に保管中のけん銃2丁、実包176個を発見、押収した事例（長野、2月押収）

稲川会傘下組織組長(35)らが雑木林内において、タッパーウエアに入れるなどして土中に隠匿していたけん銃1丁、実包14個を発見、押収した事例（群馬、2月押収）

山口組傘下組織幹部(36)が知人に保管を依頼したけん銃6丁、実包201個を貸倉庫内において発見、押収した事例（岐阜、11月押収）

のように、自宅や組事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿していた事例もあった。

図表 2 - 9 暴力団構成員等からのけん銃押収丁数の推移

区分	年次	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
押収けん銃総数(丁)		580	564	591	327	334	309	243	204	231	166
真正銃 (丁)		491	525	565	301	308	276	216	187	223	159
		84.7%	93.1%	95.6%	92.0%	92.2%	89.3%	88.9%	91.7%	96.5%	95.2%
改造銃 (丁)		89	39	26	26	26	33	27	17	8	8
		15.3%	6.9%	4.4%	8.0%	7.8%	10.7%	11.1%	8.3%	3.5%	4.8%

注：各下段は、押収けん銃総数に占める割合である。

(5) 資金獲得犯罪の検挙状況

ア 伝統的資金獲得犯罪

暴力団の伝統的資金獲得犯罪としては、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係 4 法違反（ノミ行為等）が挙げられる。20年におけるこれらの犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は8,517人で、暴力団構成員等の総検挙人員の32.7%を占め、また、これらの犯罪に係る暴力団構成員の検挙人員は2,344人で、暴力団構成員の総検挙人員の32.6%を占めている（図表 2 - 10、11）。

伝統的資金獲得犯罪は、現在でも検挙人員でみて暴力団犯罪全体の 3 割強を占めており、この割合は、近年減少傾向にあるものの、依然として、この種犯罪が暴力団の有力な資金源となっていると考えられる。また、伝統的資金獲得犯罪の総検挙人員について、暴力団構成員等以外も含めた全体の検挙人員に対する暴力団構成員等の割合を見ると、5 割程度で推移しており、この種犯罪は、暴力団構成員等が敢行する割合が高いことが分かる（図表 2 - 12）。20年においては、

山口組傘下組織組長(37)らが、愛知県内のカジノクラブにおいて賭博場を開帳して、賭客に対してバカラ賭博をさせ、賭客から手数料名下に金銭を徴収し、利益を図った事例（愛知、1月検挙）

山口組傘下組織組長(43)らが、賭博場を開帳し、全国高校野球選手権記念大会の優勝校等を予想させる方法で1口1,000円として賭金を募り、利益を図った事例（長野、8月検挙）

山口組傘下組織幹部(55)らが、みかじめ料名下に金員を脅し取ろうとして、組織名が記載された名刺を示し、「もめ事ときは話つけてやる。毎月5万出せ。」等と申し向け、現金を脅し取った事例（愛媛、1月検挙）

住吉会傘下組織組員(50)が、宅配便を利用して覚せい剤を密売したほか、営利目的で覚せい剤及び大麻を所持していた事件。（富山、警視庁、1月検挙）

工藤會傘下組織幹部(46)が、営利目的で、覚せい剤約270グラムを妻に着衣の中に隠匿して所持していた事例（福岡、10月検挙）

などの事例がある。

図表 2 - 10 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
暴力団構成員等の総検挙人員(人)		32,511	31,054	30,917	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417	27,169	26,064
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員(人)		13,653	12,910	12,100	11,398	10,128	9,379	10,467	9,412	9,275	8,517
	割合	42.0%	41.6%	39.1%	37.0%	33.2%	32.0%	35.3%	33.1%	34.1%	32.7%
	覚せい剤	7,933	7,720	7,298	6,699	6,016	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735
	恐喝	2,889	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013
	賭博	1,575	1,164	1,238	1,374	780	837	845	685	648	639
	ノミ行為等	1,256	736	494	371	240	322	193	161	133	130

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

図表 2 - 11 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員の検挙人員の推移

区分	年次	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
暴力団構成員の総検挙人員(人)		10,584	10,189	9,893	9,907	10,110	9,180	8,725	8,471	7,766	7,197
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員(人)		3,986	3,884	3,572	3,439	3,385	3,054	3,083	2,749	2,565	2,344
	割合	37.7%	38.1%	36.1%	34.7%	33.5%	33.3%	35.3%	32.5%	33.0%	32.6%
	覚せい剤	2,225	2,122	1,949	1,896	1,786	1,514	1,688	1,445	1,403	1,181
	恐喝	1,367	1,488	1,398	1,325	1,462	1,358	1,232	1,197	1,005	1,006
	賭博	188	131	118	117	72	90	97	66	107	107
	ノミ行為等	206	143	107	101	65	92	66	41	50	50

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

図表 2 - 12 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員と占める割合の推移

区分	年次	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	平19	平20
伝統的資金獲得犯罪の合計		13,653	12,910	12,100	11,398	10,128	9,379	10,467	9,412	9,275	8,517
暴力団構成員等が占める割合		43.6%	39.2%	39.4%	40.9%	40.3%	44.6%	48.2%	50.0%	49.6%	50.5%
覚せい剤		7,933	7,720	7,298	6,699	6,016	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735
暴力団構成員等が占める割合		43.5%	40.8%	40.8%	40.2%	41.3%	44.5%	51.4%	52.6%	53.1%	52.7%
恐喝		2,889	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013
暴力団構成員等が占める割合		30.9%	29.2%	30.1%	33.5%	36.2%	39.8%	40.7%	43.7%	43.0%	45.0%
賭博		1,575	1,164	1,238	1,374	780	837	845	685	648	639
暴力団構成員等が占める割合		67.7%	61.1%	59.6%	71.3%	45.2%	58.9%	47.7%	49.7%	42.4%	47.0%
ノミ行為等		1,256	736	494	371	240	322	193	161	133	130
暴力団構成員等が占める割合		90.2%	83.4%	88.8%	77.5%	78.2%	83.0%	83.5%	87.0%	65.2%	77.4%

注1：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

注2：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金獲得犯罪（各罪種）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

イ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じたり、暴力団を利用する企業と結託したりして、金融業、産業廃棄物処理業、建設業等各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景

としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。また、許可、登録等の所要の手続を経ずに、これらの企業活動を自ら行う場合もみられる。

(7) 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付ける方法などにより、資金獲得を図っている状況がうかがわれる（図表2 - 13、14）。

具体的には、

山口組傘下組織幹部(30)が、無登録で貸金業を営み、法定利息を超える利息を受領していた事例（高知、5月検挙）

山口組傘下組織組員(31)が、パチンコ駐車中の車両にビラを挟み込んで集客するなどして、無登録で貸金業を営み、法定利息を超える利息で貸付け契約をしていた事例（岡山、7月検挙）

などの事例がある。

図表2 - 13 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
暴力団構成員等の検挙人員	56	41	64	52	130	129	72	96	125	130
うち暴力団構成員の検挙人員	38	22	20	23	63	53	29	39	46	50
暴力団構成員等が占める割合	48.3%	36.0%	48.1%	38.5%	45.8%	42.7%	32.0%	36.4%	33.1%	40.9%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表2 - 14 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
暴力団構成員等の検挙人員	80	57	76	68	258	160	90	93	115	126
うち暴力団構成員の検挙人員	17	26	31	25	77	46	35	29	23	36
暴力団構成員等が占める割合	35.4%	29.2%	27.1%	25.3%	34.3%	24.4%	20.7%	22.6%	21.5%	25.5%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(1) 産業廃棄物処理業

暴力団は、処理費用を抑えるために廃棄物の不法投棄を行うなどして、多額の収益を上げることにより、資金獲得を図っている状況がうかがわれる。具体的には、

山口組傘下組織組員(40)が、廃工場の解体工事に伴って生じた廃棄物の処理を請負い、コンクリート片や廃タイヤ等を不法に投棄した事例（兵庫、5月検挙）

山口組傘下組織組長(63)らが、県知事の許可を受けないで、焼却施設において、有料で処分を委託された産業廃棄物である木くず約40トン焼却処分していた事例（警視庁、11月検挙）

などの事例がある（図表 2 - 15）。

図表 2 - 15 廃棄物処理法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
暴力団構成員等の検挙人員	184	121	204	225	260	181	199	225	192	145
うち暴力団構成員の検挙人員	43	28	47	63	52	54	31	74	50	28
暴力団構成員等が占める割合(%)	6.5%	4.6%	5.9%	5.6%	6.2%	3.9%	3.5%	3.3%	2.5%	1.9%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる廃棄物処理法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(ウ) 建設業

暴力団は、従来から、関係企業を通じて建設業に進出し、その威力を利用して、公共工事において談合を差配したり、自ら受注したり、下請け参入を強要したりして、恒常的に公共工事を資金源としているが、近年では、大規模な公共工事により多く参入するため、経営実態を偽るなどの虚偽申請を行う形態がみられる。具体的には、

山口組傘下組織組長(44)が、建設業の実質的な経営者となり、県発注の街路改良工事に関する指名競争入札に際し、他の建設業経営者と談合した事例(奈良、2月検挙)

建設業を営む会社役員(39)らが、虚偽内容を記載した管理責任者証明書等を提出し、一般建設業の許可更新を受けていた事例(京都、4月検挙)

山口組傘下組織組員(42)らが、県知事から特定建設業許可を受けるに当たり、雇用事実のない男性を専任技術者とした旨の建設業許可申請書等とともに提出し、特定建設業の許可を受けていた事例(福井、6月検挙)

山口組傘下組織組員(48)が、執行猶予期間終了後5年を経過していないのに、これを秘して虚偽の申請書類を提出し、一般建設業の許可を受けていた事例(兵庫、7月検挙)

などの事例がある。

(I) その他

暴力団は、これらの業種以外にも、次の例のように、様々な分野に介入し、資金獲得活動を行っている状況がうかがわれる。

山口組傘下組織組長(59)らが、自らが雇用した労働者を現場作業員として派遣し、解体工事現場等の建設業務に従事させ、労働者派遣事業を行ったとして、いわゆる労働者派遣法違反として検挙した事例(静岡、1月検挙)

山口組傘下組織組長(41)らが、女性従業員を使用して、法令で禁止された地域において店舗型風俗特殊営業を営んだとして、いわゆる風営適正化法違反として検挙した事例(山形、2月検挙)

山口組傘下組織幹部(45)が、一般貨物自動車運送業の経営に介入したが、運行管理者である前代表取締役を解任した旨を運輸支局に届け出ず、さらに、運行管理者を選任しなかったとして、貨物自動車運送事業法違反として検挙した事例(滋賀、10月検挙)

ウ 企業対象暴力及び行政対象暴力

20年における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力並びに行政対象暴力事犯の検挙件数は400件(前年比67件増)であった。

(ア) 企業対象暴力

企業対象暴力に関しては、

社会運動標ぼうゴロ(67)らが、大型ショッピングセンターの建設を計画していた会社に対し、「政治家を電話一本で動かすことができる。都市計画法を変えて、開発できなくしてやるぞ。」などと申し向け、暗に現金の提供を要求した事例(千葉・福岡、4月検挙)

山口組傘下組織組長(63)が政治運動標ぼうゴロ(63)らと共謀して、水産会社の代表取締役に対して、「定置網業者が困っている。我々は500万円もらって、密漁を止めるために来た。」などと申し向け、金員を脅し取ろうとした事例(長崎、5月検挙)

東組傘下組織幹部(41)が、経営する土木建築工事業者役員らと共謀して、国土交通省発注の道路築造等工事の元請業者である電力設備会社の現場代理人等を脅迫し、下請け参入を要求した事例(大阪、7月検挙)

などのように、企業に対して不当な因縁を付け、現金を要求をするものがみられた。

また、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙人員は277人(前年比29人減)、検挙件数は220件(前年比±0件)であった。総会屋等については、近年、全体的に活動が弱まっているものの、

総会屋(61)が、新築マンション建築工事現場に隣接する地区の住民を装って、建築工事の騒音を口実に、施工業者から近隣折衝業務を委託されていた会社の社員に対し、暴力団の名刺を示して、「俺の親父はこういう者だ。解体の音がうるさい。街宣車を回して工事を遅らせることもできる。」などと申し向け、暗に金品を要求した事例(警視庁、4月検挙)

総会屋(65)が、映画興行等を行う会社社員に対し、「株主総会には必ず出席します。今後は与党株主として協力してきたい。写真集を出しているのを持ってこようか。」などと言って、株主の権利の行使に関して利益の供与を要求した事例(警視庁、6月検挙)

総会屋(77)が、文具用品製造販売A社に対し、A社の糊を使用したらレシートの文字が消えたとしてクレームをつけていたが、さらに電話で従業員に対し、「怪我をしないで下さい。」などと言って、脅迫した事例(警視庁、10月検挙)

のように、依然として根強く活動を続けている状況がみられた(図表2-16)。

図表 2 - 16 会社法（旧商法）違反事件の検挙件数の推移

区分 \ 年次	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
利益受供与	1	1	0	2	0	1	0	0	0	0
利益供与要求	2	0	2	3	1	2	3	3	2	2

注1：ここでいう会社法（旧商法）違反は、利益受供与、利益供与要求によるものである。

注2：検挙件数は、特定の期間における特定の会社を背景とした利益受供与等を1事件と計上している。例えば、一つの会社において、特定の期間における、数回にわたる、数人の者による利益受供与は、1事件と計上する。

(イ) 行政対象暴力

行政対象暴力に関しては、

住吉会傘下組織組員(50)が、市役所において、応対中の生活保護の担当職員に対し、怒号した上、胸ぐらをつかんで引き寄せる暴行を加え、職務の執行を妨害した事例(茨城、3月検挙)

住吉会傘下組織組長(60)らが、市議会議長に電話をかけ、「議員を辞職してください。辞職しないと会社の方もおかしくなるよ。」「売られたけんかだから、俺らは徹底的にやっていくよ。」などと申し向け、議員を辞職することを強要した事例(栃木、4月検挙)

稲川会傘下組織組員(60)らが、接骨院においてマッサージの施術を受けた事実等がないのに、市福祉事務所に対し、施術報酬請求明細書等を提出するなどして、不実の申請により、生活保護法による保護を受けた事例(埼玉、6月検挙)

社会運動標ぼうゴロ会長(43)が、生活保護費を紛失したとして、市役所担当者に対し、生活保護費の再支給を要求するため、市役所担当者の住所録を持っていること等を申し向け、市役所の担当者を脅迫し、職務強要をした事例(愛媛、7月検挙)

社会運動標ぼうゴロ会長(46)らが、府担当者に対して、街宣車を回すことを申し向けたり、担当者に危害を加える旨の文書をファックス送信するなどして、民事トラブルの相手方であった居宅サービス事業所の指定処分の取消をさせるために脅迫し、職務強要をした事例(大阪、11月検挙)

などのように、依然、行政を対象として、不当要求を行い資金を獲得しようとしている状況がうかがわれる。

エ 金融・不良債権関連事犯

20年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は18件で、12年以降減少傾向にある(図表2-17)。

企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものは12件で、

山口組傘下組織幹部(28)が会社役員らと共謀の上、同幹部が建築業を営んでいる事実はなく、信用保証協会の信用保証を受ける資格がないにもかかわらず、信用保証協会に虚偽の内容の信用保証委託申込書等を提出して、同幹部に対する設備資金の融資を申し込むなどして、現金600万円を詐取した事例(愛知、2月検挙)

会津小鉄会傘下組織幹部(56)が不動産ブローカーと共謀の上、虚偽の源泉徴収票等を金融機関に提出し、住宅ローン名下に融資金3,200万円を詐取した事例(京都、8月検挙)のように、暴力団構成員と暴力団関係者とが共謀して多額の現金を詐取するなど、資金に困った者が暴力団を悪用し、互いに利益を得るといった実態がみられる。

一方、競売入札妨害事件、強制執行妨害事件等の債権回収過程におけるものは6件で、

山口組傘下組織幹部(44)が、同人に対する債権を譲り受けた整理回収機構からの強制執行を免れる目的で財産を隠匿した事例(兵庫、6月検挙)

松葉会傘下組織幹部(65)が、所有する土地、建物について、整理回収機構により競売手続きが開始されたことから、同機構の代理人の弁護士に対して、「松葉会の幹部だ。」、「他人に落札されたら黙っていない若い衆もいる。」などと脅迫し、競売取下げを要求した事例(警視庁、10月検挙)

があるところ、その全体に占める比率は長期的には低下傾向にあり、20年には、全体の3分の1となった。

図表2-17 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移

区分 \ 年次	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
融資過程	18	19	27	9	13	11	12	14	15	12
債権回収過程	84	98	74	63	63	43	38	21	10	6
合計	102	117	101	75	76	55	51	36	25	18

注1:「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2:「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3:平成14年の合計には「その他の金融機関の役職員による犯罪」を3件、また、平成16年、平成17年及び平成18年の合計にはそれぞれ1件を含む。

オ 詐欺

20年における暴力団構成員等による詐欺の検挙人員は1,846人で、前年に比べ103人増加している(図表2-1)。具体的には、

山口組傘下組織幹部(64)が、保険金を騙し取ろうとして、ホールインワンを達成した事実がないのに、達成した旨の内容虚偽の証明書等を提出し、損害保険会社から現金100万円を騙し取った事例(茨城、2月検挙)

山口組傘下組織幹部(30)らが、柔道整復師と共謀して、交通事故により傷害を負った事実や整骨院に通院した事実、傷害により経営する会社を休業した事実もないのに、虚偽の休業損害証明書や施術証明書を提出するなどして、損害保険会社から休業損害補償金約100万円を騙し取った事例(警視庁、4月検挙)

稲川会傘下組織幹部(40)が、交通事故により負傷したことを利用して、歯科医師と共謀し、同医師が実質経営する医療法人に雇用されていた事実がないのに、交通事故により同法人を休業したとする虚偽の休業損害証明書を保険会社に提出し、休業損害補償金約100万円を詐取した事例

(神奈川、10月検挙)

工藤会傘下組織組員(36)らが、故意に交通事故を作出させ、不慮の事故によって受傷したように装い、保険会社から保険金合計約490万円を詐取した事例(福岡、10月検挙)

のように、保険会社を対象として保険金を詐取する形態や

山口組傘下組織組員(42)らが、市から生活保護開始決定を受けた後に他の収入を得るようになってからも、これを秘して収入があったことを届け出ず、さらに、タクシー会社の実質経営者と共謀して、通院のためにタクシーを利用したかのように装い、市から通院移送費及び生活扶助費等の名目で約2億円を詐取した事例(北海道、2月検挙)

住吉会傘下組織組員(52)らが、税務署に対して内容虚偽の確定申告書を提出して、源泉徴収された所得税の超過納付税額還付金名下に還付金を騙し取ろうとした事例(警視庁、4月検挙)

会津小鉄会傘下組織幹部(69)らが、京都市が暴力団員に対し生活保護を適用しない取扱いをしていることを知りながら、暴力団員であることを隠して生活保護を申請し、生活扶助等の保護費の名目で現金約760万円を詐取した事例(京都、11月検挙)

のように、行政機関を対象として、生活保護費等を詐取する形態のほか、エで例示した融資名下の詐欺や、

山口組傘下組織組長(48)らが、信用金庫職員に対し、市内の土地に住宅を建築する事実もなく、同土地には暴力団事務所を建築する意図であったのに、「甥が結婚して住居を新築するので、4,000万円ほど借りたい。」などと嘘を申し向け、工事請負契約書等を提出して、住宅ローン融資金名下に4,000万円を詐取した事例(兵庫、6月検挙)

共政会傘下組織幹部(27)らが、詐欺グループを構成し、消費者生活センター職員を詐称し、高齢者を対象として床下工事還付金名下にキャッシュカードを詐取して、現金を引き出していた事例(広島、7月検挙)

など、様々な詐欺事案に関与している実態がみられる。

カ 窃盗及び強盗

20年における暴力団構成員等の窃盗犯の検挙人員は3,028人で、前年に比べ22人減少し、強盗犯の検挙人員は534人で、前年に比べ7人減少している(図表2-1)。これら事犯は、暴力団構成員等に係る主要な罪種の一つであり、暴力団の資金源となっているものとみられる。具体的には、

住吉会傘下組織幹部(53)らが、東京都内等において、組織的にオートバイ盗を敢行した上、被害品のオートバイをガーナ人に譲り渡していた事例(警視庁・埼玉、1月検挙)

山口組傘下組織組員(43)らが、宮城県石巻市内の民家に押し入り、被害者にナイフを突き付けた上、「マネー、マネー」などと語気鋭く申し向けるなどの暴行、脅迫を加え、現金を強取した事件(宮城、5月検挙)

などのように、暴力団が外国人グループ等組織外の者と連携し、若しくは外国人を装いながら窃盗・強盗を敢行した事例がある。

一方、中には、

会津小鉄会傘下組織組長(73)が、造園業者の資材置場から、建築型枠用鉄板数枚を窃取した事例(京都、9月検挙)

のように、組織運営のための資金繰りが困難になったことから敢行された事例もみられた。

キ 最近の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

最近の暴力団は、前記のとおり伝統的資金獲得犯罪や各種業への介入のほか、証券取引や不動産取引の利用による犯罪やいわゆる犯罪インフラ事犯を敢行するなど、資金獲得活動を巧妙化、多様化させており、暴力団が、その時々 of 社会経済情勢の変化に対応して、多額の資金を獲得できるポイントを巧みに探り当てながら資金獲得活動を行っている状況がうかがわれる。

特に、証券取引や不動産取引においては、暴力団に資金を提供し、又は暴力団から提供を受けた資金を運用した利益を暴力団に還元するなどして、暴力団の資金獲得活動に協力し、又は関与する、いわゆる共生者の存在がうかがわれる。

不動産取引、証券取引の利用による犯罪の事例としては、

パチンコ関連情報提供会社役員(57)らが、自らが実質支配するA社に、架空の売上げや利益の計上、増資の偽装等を行わせ、同社の企業価値を過大に評価した上で、A社をB社の完全子会社とする株式交換契約を締結し、これを正当なものとする内容虚偽の公表を行うなどして、有価証券の取引のため偽計を用いたことから、証券取引法違反(偽計)で検挙した事例(大阪、2月検挙)

会社役員(59)らが、弁護士でないのに、不動産会社からの委託を受けて、同社の所有するビルの賃借人に対し、部屋を明け渡すよう交渉して賃貸借合意解除契約を締結するなどしたことから、弁護士法違反(非弁行為)で検挙した事例(警視庁、3月検挙)

山口組傘下組織組長(63)が、建物の登記済権利証を入手したことを利用して、無断でその物件の所有権を移転登記するために、土地建物売買契約書を偽造して、虚偽の所有権移転登記を地方法務局支局に申請した事例(埼玉、5月検挙)

空調設備の製造・販売を行うE社の役員(58)が、E社の資本額が増額したとする虚偽の登記申請をした上、株式販売会社代表取締役らと共謀し、E社が新株を発行し、上場申請する予定もないのに、「E社の未公開株は上場すれば確実に値上がりします。」などと株式購入を勧誘し、未公開株の販売代金名下に顧客から合計約7,000万円を詐取した事例(警視庁、7月検挙)

会社役員(71)が、内閣総理大臣の登録を受けないで、株券約50株を約600万円で販売したことから、金融商品取引法違反(無登録営業)で検挙した事例(兵庫、11月検挙)

などがある。

いわゆる犯罪インフラ事犯としては、

山口組傘下組織幹部(47)が、元理事であったNPO法人の理事長らと共謀して、金融機関から金員等を詐取するため、虚偽の養子縁組をすることを企て、虚偽の養子縁組届等を区役所に提出

して不実の戸籍を編成させ、さらに、運転免許試験場において、虚偽の養子縁組に基づき住所等が記載された運転免許証の交付を受けた事例（大阪、5月検挙）

山口組傘下組織幹部(49)らが、偽造クレジットカード用のプラスチック板を隠匿した郵便物を中国から日本に発送し、輸入してはならない貨物を輸入しようとしたとして、関税法違反で検挙した事例（愛知、6月検挙）

山口組傘下組織組員(40)らが、偽装の養子縁組により入手した健康保険証を利用して、通信サービス契約をして多数の携帯電話機を詐取した事例（奈良、10月検挙）

工藤會傘下組織幹部(61)らが、短期ビザで入国したロシア人女性に長期滞在資格を得させるため、日本人男性と偽装結婚させることを企て、虚偽の婚姻届を区役所に提出した事例（長崎、10月検挙）

などのように、虚偽の戸籍届や偽造クレジットカード作成に係る犯罪を引き続き敢行している。

一方、近年、居住地や暴力団事務所を得るために、不法行為を行う例がみられる。具体的には、

住吉会傘下組織組長(45)らが、暴力団関係者を出入りさせないことが賃貸条件となっているマンションに居住するため、暴力団構成員でない男性に同マンションの賃借を申し込ませ、賃借権を不正に取得した事例（宮城、8月検挙）

のように、虚偽の契約により暴力団員が居住地を賃借しようとするほか、

山口組傘下組織組長(51)らが、市街地調整区域のうち、開発許可を受けた区域以外の場所に暴力団事務所として使用する建物を建築したとして、都市計画法違反等で検挙した事例（岩手、7月検挙）

山口組傘下組織組長(55)らが、不動産会社社員(41)らと共謀して、同組織A幹部(56)が所有する農地に暴力団事務所を建設しようと企て、市農業委員会に対して、同農地にA幹部の実子であるB幹部(30)が居住する専用住宅を建てる旨の虚偽の申告をして、不正に農地の転用のための権利移動の許可を受けたとして、農地法違反で検挙した事例（埼玉、10月検挙）

のように、違法に事務所を建設しようとする動きがみられる。

4 暴力団対策法の施行状況等

(1) 指定状況

平成20年2月28日、九州誠道会が、福岡県公安委員会により指定暴力団として新たに指定を受けたのを始め、三代目狭道会（広島県）、太州会（福岡県）、七代目酒梅組（大阪府）、極東会（東京都）、東組（大阪府）が、それぞれ指定暴力団として第6回の指定を受けた。

21年2月16日現在、22の団体が指定暴力団として指定されている（**図表3-1**）。

(2) 行政命令の発出状況

ア 中止命令

暴力団対策法施行後の中止命令の累計は32,798件に上っている。

20年における中止命令の発出件数は2,270件で、前年に比べ157件減少している（**図表3-2**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが1566件（前年比38件減）と全体の69.0%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが423件（同117件減）と全体の18.6%を占めている（**図表3-3**）。

団体別では、山口組に対するものが918件（同274件減）と最も多く、全体の40.4%を占め、次いで稲川会372件（同31件増）、住吉会361件（同42件増）の順となっている（**図表3-3**）。

中止命令を発出した事例をみると、

山口組傘下組織組員(36)が、ビル建設工事を受注し施工中の建設会社従業員に対し、山口組の代紋入りの名刺を示しながら、「一家の者だ。トラブルがあつたらうちが抑える。」等と告げて、住民対策等役務の提供の受入れを要求した事例（警視庁、4月）
などのように、暴力団が民事トラブルの解決を口実にしながら不当な要求を行っている実態がみられる。

さらに、暴力団は、その勢力維持・拡大のため、粗暴かつ悪質な加入強要や脱退妨害、組織の誇示を行っている実態がみられる。具体的には、

太州会幹部(56)が、暴力団に加入することを断った成人男性に対し、「なにが許されるか。明日午前10時、組事務所に来とけ。出来んやったら打ち殺してやるけん。」等と告げて、暴力団に加入することを強要した事例（福岡、4月）

山口組傘下組織組員(26)が、暴力団から脱退する意思を告げた成人男性に対し、「辞めるんやったら、指詰めるんが普通やるが。わしゃ親分が指を取って来い言うたら取りに行くけんの。覚悟しとけよ。」等と告げて、暴力団から脱退することを妨害した事例（愛媛、9月）
などがある。

また、改正暴力団対策法により新設された規定を活用し、行政庁が行う許認可等に関する不当な要求行為に対して、中止命令を発出している。具体的には、

東組傘下組織組員(43)が、暴力団員であることが判明して生活保護費の支給が取り消されたこ

とに関し、市役所職員に対し、「暴力団やったらあかんのか。わしの事分かってんねんやろ。どないかせえや。」等と告げ、自己が所属する指定暴力団の威力を示し、生活保護費の支給の決定をすることを要求した事例(大阪、8月)

がある。

警察では、暴力団対策法に基づく中止命令を発出して、こうした行為を規制している。

イ 再発防止命令

暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は1,326件に上っている。

20年における再発防止命令の発出件数は86件で、前年に比べ24件減少している(図表3-2)。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為(9条)に対するものが68件(前年比6件減)と全体の79.1%を、加入強要、脱退妨害(16条)に対するものが17件(同16件減)と全体の19.8%を占めている(図表3-3)。

団体別では、稲川会に対するものが29件と最も多く、全体の33.7%を占め、次いで山口組25件、住吉会9件となっている(図表3-3)。

再発防止命令を発出した事例をみると、

山口組傘下組織幹部(31)が、弁当販売店に対し、「組の者や。こら辺を縄張りにしとる。的屋もわしが担当しとる。そやから、ここで商売すんのに、わしに金を払わなあかんねや。」等と告げて、弁当販売店に対し、同組織の威力を示して縄張り内で営業を営む対償として金品を要求したことなどから、1年間、営業を営む者に対し、金品等の要求をしてはならない旨を命じた事例(兵庫、5月)。

などのように、依然として暴力団が縄張り内の様々な業態の店舗等に対して、繰り返し、みかじめ料等を要求し、これらが暴力団の重要な資金源となっている状況がうかがわれる。

また、暴力団構成員が、

稲川会傘下組織幹部(41)が、親交者を使って、飲食店経営者等に対し同組織の威力を示してみかじめ料を要求したことなどから、1年間、かかる準暴力的要求行為をすることを要求してはならない旨を命じた事例(千葉、8月)

などのように、暴力団構成員以外の者を使って、不当な要求行為を行っている例もみられる。

警察では、反復して同種の暴力的要求行為等が行われるおそれが認められる場合には、再発防止命令を発出して、こうした行為を規制している。

ウ 防止命令

20年8月、暴力団対策法の改正により、損害賠償請求等の妨害行為の規制のため、防止命令を発出することができる規定が施行された。20年における防止命令の発出件数は3件である(図表3-2)。

防止命令を発出した事例をみると、

山口組傘下組織 A 組が設けた暴力団事務所の追放活動に参加していた地元住民が、刃物で刺される傷害事件が発生し、A 組組長(49)らが逮捕、起訴された。その後、被害者を含む組事務所周辺住民数十名が A 組組長らを被告として同組事務所の使用差止請求訴訟を提起したことから、A 組幹部(47)に対し、1 年間、請求者に不安を覚えさせるような方法で請求を妨害してはならない旨を命じた事例(鹿児島、8 月仮命令)

などのように、暴力団員に対する損害賠償請求や暴力団事務所の使用差止請求等を、組織を挙げて妨害しようとしている実態がみられる。

警察では、このような請求が行われた場合、請求者やその配偶者等に対して、暴力団員が妨害行為を行うおそれが認められるときには、防止命令を発出して、こうした行為を規制している。

エ 禁止命令

20 年 8 月、暴力団対策法の改正により、対立抗争におけるいわゆるヒットマン等が敢行した暴力行為に関する賞揚、慰労等の規制のため、禁止命令を発出することができる規定が施行された。

20 年における禁止命令の発出件数は 61 件で、団体別では、山口組が 35 件と最も多く、全体の 57.4% を占めている(図表 3 - 2)。賞揚等禁止命令を発出した事例をみると、

山口組幹部 3 名に対し、9 年から約 8 年にわたり山口組と中野会(17 年解散)との間で発生した対立抗争に関して殺人等で刑に処せられている山口組の実行犯の組員に対して、暴力行為の敢行を賞揚等する目的で、金品等の供与をしてはならない旨を命じた事例(大阪、9 月仮命令)

稲川会会長ら 3 名及び極東会会長ら 3 名に対し、15 年に稲川会と極東会との間で発生した対立抗争に関して銃刀法違反等で刑に処せられているそれぞれの実行犯の組員に対して、暴力行為の敢行を賞揚等する目的で、金品等の供与をしてはならない旨を命じた事例(警視庁、9 月仮命令)

警察では、暴力団員による暴力行為の敢行を賞揚し、又は慰労する目的で、金品等の供与をするおそれがあると認められる場合には、禁止命令を発出して、こうした行為を規制している。

オ 事務所使用制限命令

20 年における事務所使用制限命令の発出はなかった(図表 3 - 2)。

図表 3 - 2 行政命令の発出件数の推移

区分 \ 年次	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
中止命令	2,275	2,185	2,238	2,599	2,609	2,717	2,668	2,488	2,427	2,270
再発防止命令	25	95	96	141	114	161	112	128	110	86
防止命令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
禁止命令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61
事務所使用制限命令	5	0	8	0	6	0	1(1)	0	0	0

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

(3) 命令違反事件の検挙状況

20年における命令違反事件の検挙件数は7件（前年比4件減）である（図表2-3）。警察では、

稲川会傘下組織組員(32)が、飲食店経営者等に対し、組織の威力を示してディナーショーの券を購入することを要求したことから、1年間、同組員に対し、営業を営むものに対し、日常業務に用いる物品を購入することを要求等を禁ずる旨の再発防止命令が発出されたが、その後、同組員が、居酒屋経営者に対して正月用飾り物を購入することを要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例（神奈川、3月検挙）

住吉会傘下組織組員(45)が、縄張り内で芳香剤購入名目で金品の要求をしていたことから、風俗店経営者等に対して芳香剤購入を要求すること等を禁ずる旨の中止命令が発出されたが、その後、同経営者に対して芳香剤の購入を要求したことから、中止命令違反として検挙した事例（警視庁、10月検挙）

などのように、命令に従わない暴力団員に対して、厳正な取締りを行うことにより、暴力団対策法による抑止効果を高めるよう努めている。

図表3-1 指定暴力団の指定の状況

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数	初回指定年月日	効力期限(指定回数)	代紋
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府41県	約20,300人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	角田 吉男	1都1道19県	約4,800人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府16県	約6,100人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
4	四代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	5県	約770人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
5	三代目旭琉会	沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6	翁長 良宏	県内	約260人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
6	沖縄旭琉会	沖縄県那覇市辻2-6-19	富永 清	県内	約370人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
7	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	馬場 美次	1道1府1県	約660人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
8	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	県内	約330人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
9	六代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	温井 完治	3県	約180人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
10	四代目小椋一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	県内	約100人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
11	三代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	串田 芳明	2県	約140人	平成4年12月14日	平成22年(6回)	
12	道仁会	福岡県久留米市通東町6-9	小林 哲治	4県	約790人	平成4年12月14日	平成22年(6回)	
13	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	県内	約70人	平成4年12月16日	平成22年(6回)	
14	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	塩島 正則	2県	約270人	平成4年12月24日	平成22年(6回)	
15	三代目伏道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	6県	約190人	平成5年3月4日	平成23年(6回)	
16	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	県内	約190人	平成5年3月4日	平成23年(6回)	
17	七代目酒梅組	大阪府大阪市中央区西心斎橋2-7-15	金 在鶴	1府1県	約120人	平成5年5月26日	平成23年(6回)	
18	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約1,200人	平成5年7月21日	平成23年(6回)	
19	東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	岸田 清	府内	約160人	平成5年8月4日	平成23年(6回)	
20	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	李 春星	1都1道8県	約1,200人	平成6年2月10日	平成24年(6回)	
21	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	4県	約330人	平成12年2月10日	平成24年(4回)	
22	九州誠道会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	5県	約350人	平成20年2月28日	平成23年(1回)	

注: 1 本表の「勢力範囲」、「構成員数」は、それぞれの団体の最新の指定の基準日における数値を、「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「代紋」は、平成21年2月16日現在のものを示している。
 2 石川一家(平成5年2月18日佐賀県公安委員会指定)は、五代目山口組傘下組織となったため、平成7年10月16日に指定を取り消された。
 3 二代目大日本平和会(平成6年4月7日兵庫県公安委員会指定)は、再度の指定が行われず、平成9年4月6日で指定の効力が失われた。
 4 三代目山野会(平成10年12月21日熊本県公安委員会指定)は、団体の壊滅のため、平成13年11月8日に指定を取り消された。
 5 極東桜井總家連合会(平成5年7月8日静岡県公安委員会指定)は、団体消滅のため、平成17年5月31日に指定を取り消された。
 6 國粹会(平成6年5月13日東京都公安委員会指定)は、六代目山口組傘下組織となったため、平成17年10月31日に指定を取り消された。
 7 中野会(平成11年7月1日大阪府公安委員会指定)は、団体解散のため、平成17年12月22日に指定を取り消された。
 8 平成20年末における全暴力団構成員数(40,400人)に占める指定暴力団構成員数(38,700人)の比率は95.8%である。

図表3-3 平成20年中における中止命令等適用状況

形態別

形態別	区分	中止命令	その他の命令	
9条	1号	人の弱みにつけ込む金品等要求	6	0
	2号	不当贈与要求	796	20
	3号	不当下請等要求	16	0
	4号	みかじめ料要求	170	14
	5号	用心棒料等要求	407	28
	6号	高利債権取立	43	2
	6号の2	不当債権取立	15	1
	7号	不当債務免除要求	72	1
	8号	不当貸付等要求	14	1
	9号	不当信用取引要求	0	0
	10号	不当自己株式買取等要求	0	0
	11号	不当地上げ行為	0	0
	12号	競売等妨害行為	0	0
	13号	不当示談介入行為	1	0
	14号	因縁を付けての金品等要求	25	1
	15号	不当許認可等要求行為	1	0
	16号	不当許認可等排除要求行為	0	0
	17号	不当入札参加要求行為	0	0
	18号	不当入札排除要求行為	0	0
	19号	不当公共工事契約排除要求行為	0	0
20号	不当公共工事下請等あつせん要求行為	0	0	
小計		1,566	68	
10条	1項	暴力的要求行為の要求等	-	0
	2項	暴力的要求行為の現場立会援助	255	-
小計		255	0	
12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	-	0	
12条の3	準暴力的要求行為の要求等	-	1	
12条の5	準暴力的要求行為	1	0	
15条	1項	指定暴力団相互の対立抗争	-	0
	2項	指定暴力団内部の対立抗争	-	0
小計		-	0	
16条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	23	2
	2項	威迫による加入強要・脱退妨害	366	15
	3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	34	0
小計		423	17	
17条	配下組員等に対する加入の強要の命令等	-	0	
20条	指詰めの強要等	20	0	
24条	少年に対する入れ墨の強要等	2	0	
29条	事務所における禁止行為	3	-	
30条の2	損害賠償請求等の妨害の禁止	0	3	
30条の5	暴力行為の賞揚等の規制	-	61	
合計		2,270	150	

「その他の命令」のうち、30条の2は防止命令、30条の5は禁止命令で、これら以外は、再発防止命令のことである。

団体別

団体別	区分	中止命令	再発防止命	防止命令	禁止命令
六代目山口組		918	25	2	35
稲川会		372	29	0	3
住吉会		361	9	0	3
四代目工藤會		12	1	0	0
三代目旭琉会		15	1	0	5
沖縄旭琉会		22	0	0	0
六代目会津小鉄会		4	0	0	2
五代目共政会		8	0	1	0
六代目合田一家		6	1	0	0
四代目小桜一家		2	0	0	0
三代目浅野組		2	0	0	0
道仁会		77	5	0	0
二代目親和会		2	0	0	4
双愛会		17	1	0	0
三代目俠道会		7	0	0	0
太州会		16	2	0	0
七代目酒梅組		1	0	0	0
極東会		41	3	0	3
東組		24	0	0	0
松葉会		81	7	0	0
三代目福博会		17	1	0	0
九州誠道会		13	1	0	6
指定暴力団構成員以外		252	0	0	0
合計		2,270	86	3	61

5 暴力排除活動の現状

平成20年に成立した改正暴力団対策法により、国及び地方公共団体は、事業者や国民等が自発的に行う暴力排除活動を促進するため、情報の提供、助言、指導等必要な措置を講じることや、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組めるよう、その安全の確保に配慮しなければならないこととされた。これらの趣旨を踏まえ、警察は、関係行政機関に法の趣旨を周知させるとともに、暴力排除活動の一層の促進に努めることとした。

(1) 公共部門における暴力排除活動

ア コンプライアンス条例・要綱等の制定

地方公共団体では暴力団等の不当要求等に対する組織的な対応を規定する、いわゆるコンプライアンス条例・要綱等（以下「コンプライアンス要綱等」という。）の制定が進められており、20年12月末現在で、全国の地方公共団体の99.9%において制定されている（図表4-1）。

また、条例・要綱等別にみると、条例の制定が99団体、要綱等の制定が1,751団体となっており、要綱等の制定が全体の94.6%を占めている。

コンプライアンス要綱等の制定について、その推移をみると、15年末には866団体（全地方公共団体の27.3%）にとどまっていたが、地方公共団体における行政対象暴力に対する取組みの強化により16年末には2,177団体（同72.6%）、17年末には1,946団体（同87.9%）、18年末には1,804団体（同95.6%）、19年末には1,852団体（同99.1%）となり、20年末までに著しい増加を示している。

45道府県は、道府県内全ての地方公共団体でコンプライアンス要綱等が制定されている。

富山県では、県内16の地方公共団体中1町のみがコンプライアンス要綱等を制定していなかったため、県警から町長に対して不当要求に対する組織的対応の必要性を継続して訴え、コンプライアンス要綱等の制定を強く働きかけたところ、「不当要求行為等対策規程」の制定に至り、県内全地方公共団体でコンプライアンス要綱等が整備された事例（富山、5月）

今後は、コンプライアンス要綱等を、より一層、実効あるものとするため地元警察署と協議会を設置の上、あらゆる機会を通じて、意見交換等を行うなどの連携強化を図ることが重要である。

図表4-1 地方公共団体におけるコンプライアンス条例・要綱等の制定状況

	地方公共団体数	条例・要綱等制定団体数	制定率
都道府県	47	47	100.0%
市・区	806	804	99.8%
町	806	806	100.0%
村	193	193	100.0%
合計	1,852	1,850	99.9%

イ 行政対象暴力対策の推進

警察では、行政対象暴力に対し、実態把握の徹底、行政機関との連携強化、取締りの強化等の諸対策を講じ、暴力団の資金源の封圧や、行政の健全性、公正性の確保を図ってきたところである。

行政機関においても、コンプライアンス要綱等の制定が進められるなどしているが、生活保護をめぐる不正受給事案（3(5)才参照）に関して、当該地方公共団体が公表した調査結果において、暴力団員からの不当要求に対する組織的な対応が不十分であったことが指摘された例も、今なお存在しており、組織的な対応により被害を防止するための態勢の整備を更に進めることが求められている。

行政対象暴力に対しては、20年に成立した改正暴力団対策法により、行政機関が行う許認可等や公共工事の入札・契約に関于行われる暴力団員の不当要求が暴力的要求行為として規制する行為に追加されたところである。警察では、国・地方公共団体のレベルで改正暴力団対策法の規定を周知することを通じ、行政機関における行政対象暴力に対する対応について再度取組みの徹底を促すとともに、行政機関との連携を更に強化して、同規定の適用や厳正な取締りを行うなど、行政対象暴力対策を一層推進していくこととしている。

ウ 入札等からの暴力団排除

(ア) 公共工事の入札

第8回犯罪対策閣僚会議（18年12月19日開催）において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報制度の導入」を政府として進めることとされたことを踏まえ、19年3月、国土交通省地方整備局等発注工事について、請負者に対して暴力団構成員等から不当介入を受けた場合に警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度が導入され、都道府県警察では、19年4月までに各地方整備局等と合意書を締結した。

警察庁は、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチームの場を活用して、各省庁に対し、施策に関する合意書や通達モデル案を示し、導入の促進を図った。その結果、20年8月までに、公共工事の発注のある農林水産省、国土交通省（運輸）、法務省、環境省、文部科学省、防衛省及び厚生労働省の全7省が発注する工事に関しても同制度の運用を開始し、さらに、11月には（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構においても同制度の運用を開始した。

国発注の公共工事に絡む暴力団排除については、

山口組傘下組織が、暴力団関係会社社長と共に、一般の建設会社に対して、下請け参入を要求した事件について、それぞれ中止命令を発出すると共に、当該暴力団関係会社が大阪府、大阪市及び国土交通省近畿地方整備局において入札参加資格を有していたことから「暴力団排除措置要綱」に基づき、大阪府、大阪市及び国土交通省近畿地方整備局に通報した結果、それぞれ、当該暴力団関係会社を指名除外等した事例（大阪、2月）

のように、地方公共団体と国との連携を密にし、暴力団の維持、運営に協力していた建設業者を指名除外等により、国発注の公共工事から排除した事例がみられる。

また、地方公共団体発注の公共工事からの暴力団排除についても、国と同様に

住吉会傘下組織組長による市議会議長に対する職務強要事件の検挙と連動して、同組長に資金提供をしていた建設業者を関係地方公共団体に通報した結果、市は2か月、県は4か月の指

名停止を決定した事例（栃木県、5月）

工藤會幹部の葬儀に際し供花していた建設業者を把握したことから、「暴力団等との密接な関係」を有するとして、同業者を関係地方公共団体に通報した結果、県が6か月、市が12か月の指名停止を決定した事例（福岡、9月）

など、取組みが進んでいる。

(イ) 高速道路事業の入札

高速道路事業及びその他の関連事業に対する不当要求行為等を排除するため、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本）の各支社ごとに不当要求防止対策協議会の設置が推進されている。

20年には、西日本高速道路四国地区不当要求防止対策協議会において、愛媛県連絡会、高知県連絡会及び徳島県連絡会が設立され、関係都道府県警察等との連携が推進されている。

(ウ) 国有地等の一般競争入札等

18年11月、財務省が、国有地等の売払いに係る一般競争入札等から暴力団の介入を防止するため、入札等の参加資格から暴力団を排除することを決定したことから、警察庁と財務省との間において暴力団排除の仕組みについての検討を進め、19年9月1日以降に公示される入札から「暴力団員や暴力団関係者等には入札参加資格を与えず、入札を無効にする」、「落札後の契約において、暴力団事務所等としての利用の禁止や暴力団事務所等として使用されることを知りながらの転売や賃貸借を禁止する旨を明記する」などの仕組みの運用を開始した。

また、都道府県警察からの働きかけによって、都道府県が公有地売却に係る一般競争入札事務処理要領等を改正して暴力団排除条項を導入したり、県総務部長、市財務局長と県警刑事部長との間で意見聴取に関する合意書を締結したりするなど、都道府県において暴力団を排除する気運が高まっている。

エ 給付行政からの暴力団排除

(ア) 生活保護の支給

18年3月、厚生労働省が生活保護の支給に関して暴力団排除の基本方針を打ち出し、各都道府県警察と福祉事務所等実施機関との連携強化がなされた。20年には、京都市が京都市生活保護暴力団排除対策本部を市に設置するなど、警察との連携を更に強化した地方公共団体もみられた。

生活保護から暴力団員を排除した事例としては、

山口組傘下組織組員(38)とその妻が、生活保護を受給していたが、自動車を保有しながらその旨を保護実施機関である市に届けるべき義務があったにもかかわらずこれを秘して申告せず、市から生活保護約180万円を受けていたことから、詐欺罪で逮捕するとともに、生活保護費の支給停止を決定した事例（奈良、5月）

会津小鉄会傘下組織幹部（69）らが共謀し、市福祉事務所において、同職員に対し、暴力団

組員として現に活動し、同組織から離脱する意思もないのにこれを秘して、暴力団との関係を否定する内容を申し立てるとともに、同人の破門状及び「暴力団活動に参加しないことを誓約する。」等とする誓約書を作成提出し、生活保護の支給を決定させ、約290万円を自己の口座に振り込ませたことから、同人を詐欺で逮捕するとともに、生活保護費の支給停止を決定した事例（京都、10月）

などがあり、排除事例が大幅に増加するなど、生活保護実施機関と警察との連携により、全国的に生活保護からの暴力団排除が進んでいる。

(イ) 公営住宅等への入居

これまでの公営住宅における暴力団排除に当たっては、条例改正を含め地域を挙げての対応が重要であったことから、各都道府県警察においては、地域の実情に応じ、住宅管理条例に暴力団排除条項を盛り込むよう積極的な働きかけを行うなど、公営住宅における暴力団排除を推進してきたが、19年4月に発生した東京都町田市の公営住宅における暴力団組員けん銃発砲立て籠もり事件を契機として、全国的に、公営住宅における暴力団排除の気運が高まり、警察庁と国土交通省とが協議を進めた結果、同年6月、同省住宅局長から各都道府県知事に対し、公営住宅における暴力団排除の基本方針等を示す通知「公営住宅における暴力団排除について」が発出された。これに伴い警察庁では、各都道府県警察に対し、地域の実情に応じて住宅管理条例に暴力団排除条項を盛り込むよう積極的な働きかけを行うことなどを含め、連携強化を図るよう通達し、これまで以上に都道府県警察と事業主体（地方公共団体）との連携強化が図られた。

20年においては、

車庫法違反で逮捕した山口組傘下組織幹部(68)が市営住宅に居住していることが判明したことから、警察から市に対して市営住宅からの排除要請をした結果、市が市営住宅から排除する旨の催告書を交付し、市営住宅から退去させた事例（大阪、5月）

「暴力団員風の者が出入りし、無断で駐車するので困っている。」との相談を端緒として、県営住宅に山口組傘下組織組員(33)が居住していることが判明したことから、警察から県に対してその旨の情報提供をした結果、県が退去要請を行い、同組員を県営住宅から退去させた事例（岩手、11月）

のように、事件や暴力団関係相談と連動した公営住宅からの暴力団排除が進んでいる。

また、公営住宅以外の公的機関が管理する賃貸住宅からの暴力団を排除していくため、法律又は要綱等に基づき国からの補助を受けて地方公共団体が整備及び管理を行う公共賃貸住宅や、勤労者の住宅を確保し職業の安定を図る目的で独立行政法人雇用・能力開発機構が整備する雇用促進住宅についても、19年12月、それぞれの賃貸住宅から暴力団排除を推進する通知等が国土交通省及び独立行政法人雇用・能力開発機構から発出され、警察では公共賃貸住宅を供給する地方公共団体及び雇用促進住宅を管理運営する財団法人雇用振興協会との連携強化、的確な情報提供、事態に応じた助言、指導等積極的な支援を行い、公的な賃貸住宅からの暴力団排除対策を推進していくこととし

ている。

(ウ) 年金記録確認第三者委員会との連携

年金記録の訂正に関し、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）において、苦情の申出についてのあっせんを行っているところであるが、その過程で暴力団等が、不正な利益を図る目的で、当事者又は代理人と称して第三者委員会又はその職員に対し、違法又は不法な行為を行うおそれがある。こうした行政対象暴力の排除の観点から、第三者委員会の求めに応じ、警察庁から警察官を派遣し、警察と中央及び地方の第三者委員会との連携を強化している。

オ 公共施設等からの暴力団排除

暴力団の勢力誇示及び資金獲得活動を防止し、施設利用客等の安全確保を図るため、警察では、

公営施設である斎場において、住吉会傘下組織幹部の葬儀が行われたことに対して、地域住民から苦情が殺到し、マスコミにも取り上げられる等社会問題化したことを受け、管内に斎場を有している警察署が地方公共団体及び斎場組合等に対し、公営斎場からの暴力団排除を強力に働きかけた結果、9 斎場の施設管理条例に暴力団排除条項を導入することとなった事例（千葉、5 月）

県内のホテル関係者から「当ホテルに宿泊、宴会予約がされている約80名の宿泊者については、今般の打ち合わせの段階で暴力団関係者と思われる。宿泊者は、2日にわたり、ゴルフコンペを開催の予定である。」との情報提供を受け、県下のホテル、ゴルフ場に対して調査を実施した結果、山口組傘下組織による当該事実が判明したことから、当該ホテル、ゴルフ場に対して警察が指導を行った結果、ホテル、ゴルフ場がそれぞれ利用約款等の暴力団排除条項を根拠に申込みを拒否した事例（熊本、5月）

県内のホテルに暴力団関係者が団体で宿泊するとの情報提供を受け、調査した結果、山口組二次組織組長に襲名した直後の暴力団組長が40名もの宿泊予約をしていることが判明したことから、ホテル側と連携して、暴力団排除条項を宿泊約款を根拠にホテル総支配人から同組長に宿泊の契約解除を申し入れた事例（和歌山、11月）

などのように、暴力団排除協議会の設立、利用約款等への暴力団排除条項盛り込みの働きかけ等を通じて、公共施設、旅館、ホテル等からの暴力団排除を推進している。

(2) 民間部門における暴力排除活動

ア 企業対象暴力対策の推進

今日、多くの企業が、企業倫理として、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組みを進めているところであるが、暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、暴力団排除意識の高い企業であったとしても、暴力団関係企業等と知らずに結果的に経済取引を行ってしまう可能性があり、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進す

必要がある。企業にとって、反社会的勢力との関係遮断は、社会的責任の観点から必要かつ重要なことであり、かつ、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請である。

このような認識の下、暴力団取締り等総合対策ワーキングチームにおける検討を経て、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応についてまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」が、19年6月に開催された第3回犯罪対策閣僚会議幹事会において申し合わされた。以後、関係府省においては、本指針の実効が上がるよう、普及啓発に努めていくこととなった。

イ 各種業法による暴力団排除

警察では、暴力団の資金源を遮断するため、資金獲得活動に対する取締りに加えて、国及び地方公共団体と連携して、貸金業、産業廃棄物処理業、建設業等の各種業からの暴力団排除活動を強力に推進している。各種業法違反の検挙により、暴力団や暴力団関係企業を排除した事例として、

建設業者役員(42)が、虚偽の事実を申告して特定建設業の許可を受けたことから、建設業法違反(虚偽申請)で検挙し、併せて、同役員が山口組傘下組織組員であることを明らかにして県に通報した結果、県が同業者を指名停止18カ月にするとともに、建設業許可取消処分とした事例(福井、9月)

建設業代表者(33)を建設業法違反(虚偽申請)で検挙し、併せて、山口組傘下組織に資金提供するなど、同建設業者の暴力団との密接な交際等を明らかにして通報した結果、市が同業者を入札参加資格停止12カ月にするとともに、県が建設業許可取消処分とした事例(茨城、11月)などがある。また、各種業法に定められた暴力団排除条項を効果的に活用して、暴力団や暴力団関係企業を排除した事例として、

山口組傘下組織幹部(47)が、自動車運転代行業法において、暴力団排除条項があるにもかかわらず、暴力団員であることを秘して自動車運転代行業を営んでいたところ、関係同業者に対する脅迫事件において逮捕され、その取調べの中で同幹部が暴力団員であることが判明したことから、同人を廃業させた事例(大阪、6月)

などがある。

ウ 証券取引における暴力団排除

最近、新興市場における新規株式公開や上場市場におけるエクイティ・ファイナンス等により、暴力団等の反社会的勢力が証券市場に介入し、資金獲得を図っている状況がうかがわれる中、警察では、証券市場の健全化を確保し、一般投資家を保護するとともに、暴力団等の資金源を遮断するために、証券取引所、日本証券業協会、財務局等の関係機関との連絡協議会の設置や研修会の開催等により、関係機関との連携を図り、各種施策や取締りを推進している。

18年11月に設置された、警察庁、金融庁、(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所、(株)ジャスダック証券取引所及び日本証券業協会で構成された証券保安連絡会においては、相互の緊密な連携の下、証

券取引等における反社会的勢力等への実効的な対応及び犯罪の抑止を図るため、「証券保安連絡会実務者会議」（以下「実務者会議」という。）を設置し、19年7月に「証券取引及び証券市場からの反社会的勢力の排除について」（実務者会議中間報告）を取りまとめた後、引き続き証券版「不当要求情報管理機関」の具体的な設計等についての検討が行われてきたところ、20年5月、実務者会議が「証券取引および証券市場からの反社会的勢力の排除について」（第二次中間報告）を取りまとめた。これらに基づき、証券業界では、証券取引（顧客）からの排除、上場企業からの排除、市場仲介者（証券会社等）からの排除を基本原則とし、暴力団対策法に基づく「不当要求情報管理機関」の登録に向け、反社会的勢力に関する情報のデータベース化を図り、証券業界からの反社会的勢力の排除に取り組んでいる。

20年5月14日までに、全国47都道府県で「証券警察連絡協議会」が発足し、証券市場から暴力団等反社会的勢力の排除に向けて取り組んでいるが、証券保安連絡会では、今後、株券電子化への対応及び証券版「不当要求情報管理機関」の設立に向けた具体的検討を引き続き行うこと、また、地域における警察当局との連絡・連携強化を図るために設置している「証券警察連絡協議会」について、設立された地域での活動の活性化を図っていくことが確認された。

エ 銀行取引からの暴力団排除

全国銀行協会では、政府における「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の策定を踏まえ、19年7月、反社会的勢力介入排除に向けた取組みを強化する旨申合せを行った。今般、反社会的勢力介入排除対策協議会（20年5月設置。全国銀行協会、預金保険機構、金融庁及び警察庁で構成。）での検討を経て、上記申合せの具体的な方策として警察等の外部専門機関と連携し、融資取引からの反社会的勢力介入排除に取り組むこととした。

全国銀行協会は、20年11月25日付けで、会員銀行(190行)及び各地銀行協会に対し、暴力団排除条項の導入等による融資取引からの排除や、警察等の外部専門機関との連携について通達した。

これらを受けて、警察庁においては、反社会的勢力介入排除の実効を期すため、今後、全国銀行協会と協議の上、都道府県警察単位でより緊密な関係を構築できるよう、銀行との連絡体制を整備する等、諸施策の検討を進め、また、引き続き、全国銀行協会と連携をとりつつ、反社会的勢力情報に関するデータベースの構築及び融資取引以外の取引からの排除に向けた検討を支援することとしている。

オ その他民間部門における暴力排除活動

「縁切り同盟」の結成

高知県警察では、暴力追放運動推進センターと弁護士会民事介入暴力対策委員会と連携の上、暴力団の安定的な資金源となっている「みかじめ料」収入の封圧に向け、地域を選定し、みかじめ料を要求されるおそれが強い飲食店やスナック等の業者を対象に、みかじめ料等の支払い拒否業者が集合した「縁切り同盟」を結成して、その会員から委任を受けた民暴弁護士が、対象暴力団組織等に対し「みかじめ料等一斉支払い拒否」通知を発出し、暴力団への安定的な資金源を封圧する施策

を推進している。

(3) 民事訴訟支援等の推進

警察では、各都道府県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）、弁護士会等と連携し、暴力団構成員等が行う違法・不当な行為の被害者等による損害賠償請求訴訟や、暴力団事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

ア 損害賠償請求等に関する訴訟

20年において、暴力団に対して提起された損害賠償請求等に関する訴訟事例としては、

19年12月、山口組傘下組織幹部が同組織幹部等を保証人として、独居高齢者との間で、同高齢者に縁組意思がないにもかかわらず養子縁組届をしたことについて、養子縁組の無効を訴える訴訟を提起した事例（愛知、2月）

稲川会傘下組織組員が運転する普通乗用自動車により、歩行者に衝突、転倒させ、傷害を負わせた事案により、同組員及び同組長に対して、損害賠償を提訴した事案（神奈川、11月）

がある。また、訴訟支援の結果、

山口組傘下組織幹部による飲食店経営者に対する恐喝等事件に関し、19年1月、加害者の不法行為責任及び組長の使用者責任に基づき損害賠償を請求した件について、和歌山地方裁判所が請求を認め、支払いを命じた事例（和歌山、6月）

住吉会傘下会長らによるけん銃使用による殺人事件に関し、18年11月、住吉会総裁らを被告とする使用者責任等を求める損害賠償請求が提訴された件について、被告側が使用者責任等を認め、一審判決前に和解した事例（群馬、9月）

稲川会傘下組員による傷害致死事件に関し、18年6月、遺族が稲川会総裁らを被告とする使用者責任等を求める損害賠償請求を提訴した件について、使用者責任を認める一審中間判決を経た後、和解した事例（神奈川、12月）

のように勝訴又は和解した事例がある。

イ 事務所撤去に関する訴訟

20年において、暴力団に対して提起された事務所撤去に関する訴訟事例としては、

山口組傘下組織の組事務所撤去活動の推進中、19年10月、同運動代表者が刃物で刺傷されたこと等を受け、地域住民119人を原告とする暴力団事務所の使用止め等を求める請求を提訴した事例（鹿児島、5月）

道仁会内の内部分裂により抗争事件に発展したことを受け、地元住民が道仁会本部事務所の使用差止めを求めた仮処分を申し立てた事例（福岡、8月）

などがある。また、訴訟支援の結果、

19年9月、民間アパートに居住していた稲川会傘下組織組員に対し、管理業者が入居契約における暴力団排除条項を根拠とした建物の明渡し及び滞納家賃の支払いを求めた訴訟を提起した件につ

いて、山形地方裁判所が請求を認め、建物の明渡し等を命じた事例（山形、1月）

18年10月、市有地を不法に占拠していた山口組傘下組織の組事務所に関し、大阪市が土地の所有権に基づき事務所建物の収去及び明渡しを請求した事案につき、大阪地方裁判所が請求を認め、土地の明渡し等を命じた事例（大阪、2月）

18年11月、山口組傘下組織の組事務所に対し、地元住民らが事務所使用差止めを求めて提訴した件について、20年中に移転する和解が成立した事例（福島、10月）

暴力団員による刺殺事件が発生したことを受け、8月、稲川会系傘下の同組事務所に対し、滞納家賃の支払い及び事務所の明渡しを求めて訴訟を提起した件について、勝訴した事例（神奈川、10月）

のように勝訴又は和解した事例がある。

(4) 暴力団関係相談の受理状況

20年中における警察及び暴追センターに寄せられた暴力団関係相談の受理件数は34,616件（警察：16,371件、暴追センター：18,245件）であった。

相談の内容別については、暴力団対策法に関する相談が7,464件で最も多く、全相談受理件数の21.6%を占めており、このうち、センター事業に関する相談が4,069件となっている。

また、警察においては、受理した相談を端緒として、事件検挙や暴力団対策法に基づく行政命令により、相談者や被害者の保護を図っている。

(5) 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況

警察及び暴追センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団構成員は、20年中は約780人であった。また、関係機関・団体と連携を図り、全国に設置された社会復帰対策協議会を通じて就業に成功した元暴力団員は20年中は21人であった。

さらに、社会復帰対策を効果的に推進するため、暴力団から離脱し、就業した者について、社会復帰アドバイザーが、本人、その家族、雇用事業者等を訪問するなど、事後の対策の充実にも努めている。